

協 議 第 1 5 号 関 係 資 料 (協議項目 24-8-)

○ 高齢者介護慰労金支給事業

区 分	伊那市	高遠町	長谷村
支給対象者	1、伊那市に引き続き6ヶ月以上住所を有する者 2、要介護1から5までの要介護者(市民税非課税)を介護する介護者	1、高遠町内に6ヶ月以上住所を有する者であること 2、寝たきり老人等と同居し、寝たきり老人等を主として介護している者	65歳以上で3ヶ月以上寝たきり状態の老人及び痴呆性老人を常時介護している者で長谷村に住所を有する者
支 給 額	月 額	月 額	月 額
	要介護1 3,000 円 要介護2 5,000 円 要介護3 15,000 円 要介護4 17,000 円 要介護5 20,000 円	要介護2 5,000 円 要介護3 8,000 円 要介護4 10,000 円 要介護5 10,000 円	重度 20,000 円 軽度 15,000 円
H 1 5 年度 決算額	対象者924人	対象者108人	対象者21人
	94,983千円	8,731千円	3,903千円